

訪問介護事業の介護報酬引き上げを求める意見書

政府が決定した2024年度の介護報酬改定により介護報酬は介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引き下げとなった。

新型コロナウイルス禍に続き物価高騰によって介護事業所の運営は厳しい状況下で介護職員の処遇改善は進まず人手不足に陥っており、閉鎖や倒産する事業所が増加傾向にあると言われている。

全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会及び日本ホームヘルパー協会は厚生労働大臣に、基本報酬の引き下げに対して「私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されない」と異例の抗議文を提出した。

長野県社会保障推進協議会が県内482カ所の訪問介護事業所にアンケートを実施した結果、報酬改定が事業所経営に与える影響では「悪化する」が59%、「事業継続が厳しくなる」が15%で、「改善する」2%、「変わらない」21%を上回った。同協議会はアンケート結果を県に提出をし、県介護支援課は今回の報酬引き下げは「在宅介護の提供体制に支障を来す」として、見直しを国に求める考えを示した。地方における訪問介護事業者の経営安定は、地域社会に必要不可欠である。

よって、中野市議会は、国に対し、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持向上を図るため、下記事項について強く要請するものである。

記

- 1 介護労働者の処遇改善が出来るよう介護報酬の引き上げを行うこと。
- 2 都市部と地方での経営実態の違いを踏まえて、介護事業実態調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛

長野県中野市議会議長 芦澤 孝幸